議案第4号

加西市工場立地法準則条例の制定について

加西市工場立地法準則条例を、別紙のとおり制定する。

平成31年2月27日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2 第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき 準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

		緑地の面積の敷	環境施設の面積
区域の区分	区域の範囲	地面積に対する	の敷地面積に対
		割合	する割合
	都市計画法(昭和 43 年法律第 100	100分の5以上	100分の10以上
工業・工専区域	号) 第8条第1項第1号の工業地		
	域及び工業専用地域の区域		
淮 丁豆豆	都市計画法第8条第1項第1号の	100分の10以上	100分の15以上
準工区域	準工業地域の区域		
調整区域	地区計画区域を除く都市計画法第	100分の10以上	100 分の 15 以上
	7条第3項の市街化調整区域		
±731. A 57.±5	都市計画法第5条の都市計画区域	100分の10以上	100分の15以上
都計外区域	の指定をしていない区域		
	加西市地区計画の区域内における	100分の5以上	100分の10以上
	建築物の制限に関する条例(平成		
地区計画区域	28 年加西市条例第 12 号) 別表第		
	1に掲げる区域のうち市長が定め		
	る区域		

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1号。以下「規則」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条の表に規定する区域のうち、2以上の区域にわたる場合に おける同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷 地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、同条の区域の敷地割合が最も高 い区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用する。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条 例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置されている工場若しくは事業場又は設置のための工事が開始されていた工場若しくは事業場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(減少を除く。以下同じ。)が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表 (附則第2項関係)

既存工場等が	当該生産施設の面積の変更に伴い	当該生産施設の面積の変更に伴い
存する区域	設置する緑地の面積	設置する環境施設の面積
工業·工専区域	$G \ge \sum_{j=1}^{m} (P j / \gamma j) (0.05 - $	$F > \sum_{i=1}^{n} (D : \langle a : i \rangle) (0 1 - (F - F))$
及び地区計画	$G \subseteq \mathcal{I}_{j=1} (F j / \gamma j) (0.03)$	$E \stackrel{\text{\tiny L}}{=} (F) / \gamma) / (0.1) (E$
区域	(G 0 / S))	0/S))
	ただし、 $\sum_{j=1}^{n} (Pj/\gamma j) (0.0$	ただし、 $\sum_{j=1}^{n} (Pj/\gamma j) (0.1)$
	5 - (G 0/S)) > 0.05 S -	-(E0/S)) > 0.1S-E1

	G1>0のときはG≧0.05S	>0のときはE≧0.1S-E1
	-G1とし、0.05S-G1≦	とし、0.1S-E1≦0のとき
	0のときはG≧0とする。	はE≧0とする
準工区域、調整	$C > \sum_{i=1}^{m} (D : \langle u : i \rangle (0 1 - \langle C \rangle))$	$E \ge \sum_{i=1}^{n} (P j / \gamma j) (0.15 -$
区域及び都計	$G \subseteq \mathcal{L}(\Gamma) / \gamma J / (0.1)$ (G	$E \leq Z$ (F J/ γ J) (0. 13)
外区域	0/S))	(E 0/S))
	ただし、∑ (P j / γ j) (0. 1	ただし、 $\sum_{j=1}^{n}$ (P j $/ \gamma$ j) (0. 1
	-(G0/S)) > 0.1S-G1	5 - (E 0/S)) > 0.15S-
	>0のときはG≧0.1S-G1	E1>0のときはE≧0.15S
	とし、0.1S-G1≦0のとき	-E1とし、0.15S-E1≦
/# # # # @ -	はG≧0とする。	0のときはE≧0とする。

備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- P 当該変更に係る生産施設の面積
- γ 当該既存工場等が属する工場立地に関する準則(平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- G 0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- E 0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- E 1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- Pj 当該変更に係る生産施設の面積で、既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲 げる業種のうち、いずれかの業種に属するもの
- γ j 既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種に ついての同表の下欄に掲げる割合

(審議資料)

工場敷地面積に対する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の割合に関する事項について、 国が定めた基準に代えて、加西市の実情に合わせて独自に適用すべき基準を設定するため、 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条の2第1項の規定に基づき条例を制定しよう とするもの。 (後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概要】

○工場立地法の緑地及び環境施設の面積割合の基準

	設定区域	全域				
国準則	緑地面積	20%以上				
	環境施設	25%以上				
	設定区域	工業・工専	準工	調整、都計外	地区計画	
市準則	緑地面積	5%以上	10%以上	10%以上	5%以上	
	環境施設	10%以上	15%以上	15%以上	10%以上	

政策等の形成過程説明資料平成31年3月定例会議案等の件名計画・事業・条例加西市工場立地法準則条例の制定についての区分その他(その他(

①【政策等を必要とする理由】

加西市は山林地域や農村部に位置し、周辺を豊かな自然に囲まれ、工場が自らの敷地内において緑地を整備する必要性が相対的に低く、工場立地法(昭和34年法律第24号)で定められている全国一律の緑地面積率はなじまず、また、市内にある4つの工業団地は、すべての区画が満杯で、かつ手狭な区画も多くなってきていることや、市内に本社を置く製造業者の7割は、規制の厳しい市街化調整区域に立地していることなど、拡張が困難で、工業用地が不足している状況等から、市内事業所より工場敷地の有効活用を可能にする緑地規制の緩和を求める要望を多く得ているところである。

②【検討した他の政策等の内容】

加西市産業の振興に関する条例(平成29年加西市条例第11号)のアクションプランとして策定した「加西市産業振興計画」(平成29年3月)に、緑地規制の緩和を施策として位置付けている。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

兵庫県内では7市3町(姫路市、伊丹市、相生市、赤穂市、西脇市、篠山市、たつの市、神河町、上郡町、佐 用町)が、工場立地法に基づく類似条例を制定。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策3	地域の豊かさと元気を取り戻す産業づくり	
基本計画			

〇その他の計画(該当する場合にのみ記載)

	1 / W 3 H 1 - 47 4 7 HD + 70 /
計画名称	加西市産業振興計画
策定年度	平成29年3月
計型期間	亚成20年~22年

⑤【関連する法令及び条例、規則】

工場立地法、工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号)

┃ ⑥【政策実現に係る	る事業費及び財源】			(単位:千円)
総事業費	国·県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入				

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

(有)・無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

平成30年10月15日:市都市計画審議会に緑地規制緩和について市案を報告、意見聴取、工場立地法に係る緑地規制緩和の制度説明等

平成30年11月30日~12月25日:市準則条例(案)のパブリックコメントを実施。意見なし

⑨【政策の効果予測】

本条例の制定により、加西市の周辺環境に配慮した適切な緑地等面積率等を定め、既存の工場用地での 事業拡張や新たに予定される産業団地での土地の有効利用を可能とすることで、市内産業の振興に寄与 し、活力ある地域社会の実現を図る。

担当部局	担当課	添付資料の有無
1는 그 HPPP	三二二	がい資料が日本
地域振興部	産業振興課	有・無